

# 在宅医療の

## 基礎知識



**Q** 在宅医療はどの医療機関でも受けられるの？

**A** 対応可能な医療機関に限られます

個人経営の開業医などでは、**訪問診療は可能でも、いつ要請があるかわからない往診は難しい場合もあります。**体制が整った在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院、訪問看護ステーションを利用するケースがほとんどです。地域によっては、医師会全体で協力し、これら複数の医療機関が連携をとり、24時間365日の在宅医療受け入れを保証しています。

**Q** 在宅医療ではどんなことができるの？

**A** 入院時とほぼ同じ医療が受けられます

内科医による継続的な治療のほか、歯科医による口腔ケアや理学療法士による運動支援など、**住み慣れた自宅にしながら、入院時と同じような医療が受けられるのがメリット\***です。しかし、中には病院でなければできない検査や治療もあります。また、食事や排泄といった生活面で、家族のサポートや介護サービスの利用は不可欠となります。

※急変時は救急病院へ搬送する場合があります。

**Q** 在宅医療をすると医療費は割高になるの？

**A** 公的健康保険制度や介護保険制度の対象になります

在宅医療では、総合管理費をはじめ、訪問診療費、検査・処置費用などがかかるため、通院より割高になることが多いようです。在宅酸素療法や胃ろう、ペースメーカーが必要な人、急な往診や訪問看護を利用する場合は、別途料金も必要となります。ただし、**公的健康保険制度や介護保険制度が適用**になるため、**一般的には入院するより費用が抑えられる**といわれています\*。

※症状や内容により異なります。

**Q** 在宅医はどうやって探せばいいの？

**A** 医療・介護関係の相談窓口で教えてもらえます

在宅医療では、医療機関と患者の自宅が近いほど医療の質が保てるため、患者の自宅に30分以内に到着できる距離が理想とされています。条件に合った在宅医を探すには、**かかりつけ医や主治医、入院している病院の医療連携室や医療ソーシャルワーカー、自治体の介護保険担当窓口、在宅介護支援センターなどに相談するのがいいでしょう。**

ドクターが教える!

# 病院

との上手な付き合い方

## 【現代の在宅医療】

高齢化や病院の人手不足などを背景に、在宅医療に注目が集まっています。そこで、在宅医療の内容や費用、在宅医の探し方などについて、総合内科専門医の團茂樹先生にお聞きします。

取材協力：ティーベック株式会社



監修 **團茂樹先生**

宇部内科小児科医院院長。総合内科専門医、医学博士。1982年日本大学第一内科学院修了、カナダ州立オンタリオがんセンター留学、那須中央病院内科部長、千代田漢方クリニック院長を経て現職。東洋医学にも詳しく、ていねいなスクリーニングによる漢方薬の処方にて定評がある。

© PantherMediaGmbH / amanaimages PLUS



### 病院に任せつつも、NNGなケア

在宅医療とは、体の機能が低下して通院が困難な患者に対し、医師が自宅を訪問しておこなう医療行為のこと。通院は困難でも、自宅で継続して医療を受けた人を対象にしています。

「以前は入院して治療を受け、退院できるまで症状が回復しても、特に高齢者の場合はそのまま療養のため長期入院することも珍しくありませんでした。しかし近年は、高齢化による患者の増加や病院の人手不足、診療報酬制度の変更\*などから、長期入院ができる病院は限られています。また、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)の観点から、自宅での治療を望む人も増えてきました。こうした背景により、在宅医療に注目が集まるようになったのです」

しかし、在宅医療は往診の対応もする

「高齢化が進みます進む中、在宅医療は在宅介護ともかわるため、今後も広がっていくと予想されます。ただし、通院が『面倒』という理由で在宅医療を選ぶのは慎重に。患者本人が自立した生活を望む気力がある場合、通院は筋肉や骨、脳に刺激を与えるとてもよい『運動』になるからです。症状を見きわめ、患者本人にとって最良の方法を選択するといいでしょ」

\*2014年の診療報酬の改定により、一般病棟での入院が90日を超えた患者に対し、診療報酬における入院基本料の減額や治療や検査の加算に制限が設けられた。

✓ 入院日数は減少している

■ 平均在院日数(全病床)の推移



出典は厚生労働省「医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」

✓ 在宅医療には訪問診療と往診がある

▶ **訪問診療**  
定期的かつ計画的に医師が患者の自宅を訪問して、診療・治療・健康相談などをおこなう。診療計画を立てる際は、関係する医療機関と情報交換や連携をとる。

▶ **往診**  
在宅療養中の患者の容体が急変するなど、突発的な事態が起きた時に、患者自身や家族からの要請により、自宅を訪問する。